

建設工事等の入札に参加される皆様へ

## いわき市工事請負契約約款及び関連様式の改正について

建設業法等を一体として改正する「第三次・担い手3法」が令和7年12月12日に施行されたことを踏まえ、中央建設業審議会が「公共工事標準請負契約約款」を改正し、その実施について建設業法第34条第2項の規定に基づき勧告がされたことから、いわき市工事請負契約約款及び関連する様式について、次のとおり改正します。

### 【主な改正の内容】

#### 1 いわき市工事請負契約約款の改正

##### (1) 第三次・担い手3法の施行を踏まえた対応(工事費内訳明細書において明示する経費の追加)

適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費に加え、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金についても「契約締結後14日以内に発注者へ提出する工事費内訳明細書」において明示する項目として追加します。

##### (2) 労務費・賃金の適正な支払を担保する項目の新設

「労務費に関する基準」(中央建設業審議会勧告)において、契約当事者間による労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられたことを踏まえ、受注者が発注者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者を支払うこと等を約するとともに、必要に応じて発注者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を追加します。

#### 2 関連様式の改正

契約締結後14日以内に発注者へ提出する「工事費内訳明細書」の様式を、別紙のとおり改正・追加します。なお、「工事費内訳明細書において特に内訳を明示することとされている経費」の考え方や算出方法については、国土交通省がインターネットで公開している「労務費に関する基準ポータルサイト」に詳しい説明がありますのでご確認ください。

#### 【労務費に関する基準ポータルサイト

→ 基準を踏まえた取引の考え方 → (別紙 03)専門工事業者向け「書き方ガイド」】

※ 「入札時に提出する工事費内訳明細書」については変更ありません。

※ 改正後のいわき市工事請負契約約款及び契約締結後14日以内に発注者へ提出する「工事費内訳明細書」等の様式については、市ホームページをご確認ください。

#### 3 実施時期について

令和8年4月1日から実施します。

※ ただし、「工事費内訳明細書において特に内訳を明示することとされている経費」の様式の提出については、令和8年10月1日以降に契約する案件から実施するものとします。

※ 4月～9月については制度の移行のための準備期間としますので、当該期間については、法定福利費のみ工事費内訳明細書へ記載して提出してください。

事務担当

いわき市財政部契約課 工事契約係  
電話 0246-22-7419